

認知症等あんしんネットワーク事業実施要項

1 目的

行方不明になる恐れのある人について、事前に警察等の関係機関との連携体制を構築することで、行方不明時の早期対応を行うことにより対象者の安全を確保することを目的とする。

2 対象者

竜王町に在住または竜王町内の施設に入所している者のうち、認知症や高次脳機能障害等の疾患や障がい有し、自力での帰宅が困難等で行方不明になる恐れのある者。

3 実施主体

竜王町

4 実施内容

事業利用者について警察および必要に応じて他関係機関等への情報提供。

なお、高齢者支援に関しては、竜王町高齢者支援活動に関する協定（平成 27 年 7 月 17 日締結）に基づくものとする。

5 実施方法

(1) 事業の流れ

当事業は次項およびフローチャート【別紙 1-2】のとおり実施するものとする。

- ① 事業の利用を希望する対象者またはその家族は、認知症等あんしんネットワーク事業依頼書【別紙 1-1】（以下、「依頼書」という。）により福祉課へ申請する。
- ② 提出を受けた依頼書の写し並びに利用者台帳【別紙 1-4】（以下、「台帳」という。）を近江八幡警察署に渡し情報提供を行う。また、依頼書の原本は福祉課で登録番号をつけた上で管理および保管する。
- ③ 事業利用対象者へは、登録番号が記載された「見守り QR コードシール」を交付し、活用してもらうよう案内する。「見守り QR コードシール」は竜王町ホームページへ案内され、相談機関へ連絡できるものとなっている。
- ④ 対象者が行方不明と分かった時点で、捜索依頼および発見時に速やかに身元が確認できるよう、家族等は警察に連絡する。また、家族等の承諾のうえ、必要に応じて生活安全課、県等の早期発見に資する関係機関への情報提供を行う。
- ⑤ 対象者が行方不明となり警察に保護された場合は、事前提供した情報との照合により身元確認を行い、速やかに緊急連絡先等へ連絡するようあらかじめ依頼する。
- ⑥ 警察以外の関係機関への情報提供については、その都度利用者の家族等と提供先の範囲等を協議のうえ実施する。
- ⑦ 利用者が死亡または転出等で当事業の利用の必要性が無くなったことが確認できた場合は、事業利用終了とする。

(2) 情報管理

- ① 事業利用者の情報については台帳にて受付順に登録し、経年的に管理を行う。
- ② 事業利用終了は家族等からの報告または毎年7月に住民基本台帳照会をもって確認を行う。また、毎年7月には情報の登録内容の確認および台帳更新を行う。更新した台帳は警察にも提出する。
- ③ 事業利用終了となった利用者の依頼書は1年保存とし、終了日の翌年度末に廃棄する。ただし、事業利用終了者の情報は台帳からは削除せず、終了日記載をもって終了確認することとする。

6 事業の周知方法

当事業の対象者となる可能性がある者や家族等に対して、相談支援等の機会に事業の周知を行う。また、医療機関、ケアマネジャー、民生委員、介護保険サービス事業所、障害サービス事業所等、対象者となる可能性がある者と関わる機会の多い関係機関および関係者に対して事業の周知を行い、対象者への事業の紹介を依頼する。

7 その他

当事業と関連して他施策や事業とも連動し、次の対策も推進することとする。

- (1) サービス担当者会議等による事業利用者の個別の行方不明の予防および早期発見策の検討
- (2) 出前講座等による行方不明者発生時の早期発見にかかる地域ネットワーク構築および意識向上の啓発